

「神奈川なでしこブランド2018」募集要項

1 事業の趣旨

本事業は、事業所や団体から、女性が開発に貢献した商品（モノ・サービス）を募集し、この中から優れたものを「神奈川なでしこブランド」として認定・公表することで、女性の登用や活躍の具体的な効果を県内の企業や県民にわかりやすく周知し、女性の活躍を推進するものです。

2 応募資格

神奈川県内に拠点をもつ事業所（個人も含む）や団体（以下「事業所等」という。）のうち、次のすべての要件を満たすもの。

- (1) 県税等の滞納がないこと
- (2) 神奈川県暴力団排除条例第2条第4号で定める暴力団員等又は第5号で定める暴力団経営支配法人等に該当しないこと

3 認定対象となる商品

神奈川県内に拠点をもつ事業所等が開発した商品のうち、次の全ての要件を満たすもの。

ただし、応募は、1事業所・団体あたり1商品までとします。

- (1) 女性が開発に貢献した商品であること
- (2) 開発した商品が、応募時点で、県内の市場に提供されていること
- (3) 開発にあたり係争中でないこと。また、他の特許・意匠等を侵害していないこと
- (4) 当事業の趣旨と類似した事業に関する表彰等を受けていないこと

4 認定によるメリット等

- (1) 県は、記者発表やホームページ、SNS等により、認定した商品（以下、「認定商品」という。）を、女性が開発に貢献したものとして積極的に周知します。
- (2) 認定商品を開発した事業所等は、認定商品の販売及び広報に際して、県が定めるロゴマークを使用することができます。
- (3) 認定商品を開発した事業所等は、神奈川なでしこブランドや女性の活躍に関連して県が実施する展示・販売イベント等に参加することができます。

5 応募方法

(1) 募集期間

平成29年7月21日（金）～10月3日（火）（必着）

(2) 提出書類、部数及び提出方法

	提出書類	部数	提出方法
①	認定申請書（写真データを含む）	1部	電子メール（郵送等でも可）
②	誓約書	1部	郵送等
③	会社案内（A4版両面1枚程度の会社の簡単な概要が分かるもの（リーフレット、ホームページの印刷等））	10部	
④	商品のパンフレット・カタログ等	10部	
⑤	補足資料（必要に応じて）	10部	

(3) 提出先

ア 電子メールの場合

knb@pref.kanagawa.jp

(電子メールに添付できるファイルの大きさの上限は、1通につき5MBまでとなりますので、ご注意ください。)

イ 郵送等の場合

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県産業労働局労働部 労政福祉課 両立支援グループ

(4) 留意事項

ア ①認定申請書及び②誓約書については、県のホームページからダウンロードが可能です。

(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f480434/>)

イ 認定申請書の記載にあたっては、既存の資料を活用するなど、商品について、自由にPRをしてください。また、文字数を指定している記入欄を除き、入力する文字数に応じて記入欄を変更したり、その結果、ページ数が増えても構いません。

ウ 提出書類は返却しませんので、予め控えを作成して保管してくださるようお願いします。

エ 提出書類は、当該事業の審査及び審査結果の公表以外の目的には使用しません。

6 審査

(1) 事務局の一次審査及び有識者等によるアドバイザー委員会での評価を経て、県知事が認定商品を決定します。

(2) 評価項目及び配点

ア 開発における女性の貢献度について (小計 60 点)

(ア) 商品の開発過程における女性社員の意見の反映度 (20 点)

(イ) 女性が開発に貢献することの斬新さ (20 点)

(ウ) 女性が開発に貢献したことによる影響力 (20 点)

イ 商品について (小計 40 点)

(ア) 開発のコンセプト及び神奈川県との関連 (20 点)

(イ) クオリティ (10 点)

(ウ) 売上・市場評価 (10 点)

ウ その他、特に評価すべき事項について

(3) 留意事項

ア 選考は、原則として提出書類により実施しますが、受付後に電話や現地調査などによるヒアリングの実施や、補足のための追加書類の提出などをお願いする場合があります。

イ 審査及び認定商品の公表にあたり、事務局から商品現物の提供をお願いしますので、ご協力ください(大型物品等管理・保管が困難なものを除く。)

ウ 認定商品の公表にあたり、事務局から商品の開発に貢献した女性の氏名や写真データ等の提出をお願いしますので、ご協力ください。

エ 認定後には、神奈川なでしこブランドや女性の活躍に関連して県が実施する事業への協力をお願いする場合があります。

オ 次のいずれかの場合には、審査対象から除外する場合があります。

(ア) 応募書類に不備がある場合

(イ) 応募資格及び対象商品の要件を満たさない場合

(ウ) この事業の趣旨に明らかに合わないと認められた場合

7 審査結果の通知

審査結果については、県から申請者に対し、平成 30 年 1 月に郵送等により通知する予定です。

8 認定商品の公表及び認定式の開催

認定商品については、県のホームページ等で公表するとともに、認定式（平成 30 年 2 月予定）を行い、認定証を贈呈します。

9 その他

認定後、次の各号のいずれかに該当する場合、当該商品に係る認定を取り消します。

- (1) 認定商品を開発した事業所等が、この要項に定める「2 応募資格」の要件を満たさないことが判明した場合
- (2) 認定商品が、この要項に定める「3 認定対象となる商品」の要件を満たさないことが判明した場合
- (3) 認定商品を開発した事業所等が、破産その他の理由により事業の継続が困難となった場合
- (4) 認定商品を、違法又は不当な方法で販売した場合